

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲及び同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定について

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例によるものとする。
なお、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

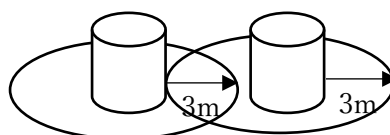
(1) 屋外の場合

ア 容器により貯蔵し、又は取り扱う場合

次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。

(イ) 容器の周囲に3m以上の防火上安全な空地(空地の重複は可能)を保有するなど、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。(第1図参照)



第1図 隣接して容器を置く場合に独立性を有していると認められる例

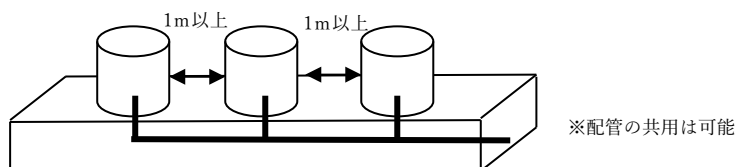
イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 屋外にあるタンクの場合

複数のタンクを設ける場合、タンク間の距離を1m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵施設として取り扱うことができるものであること。

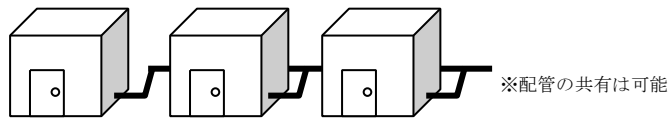
この場合、タンクに隣接する配管は、他のタンクに接続される配管と共有することができるものであること。(第2図参照)



第2図

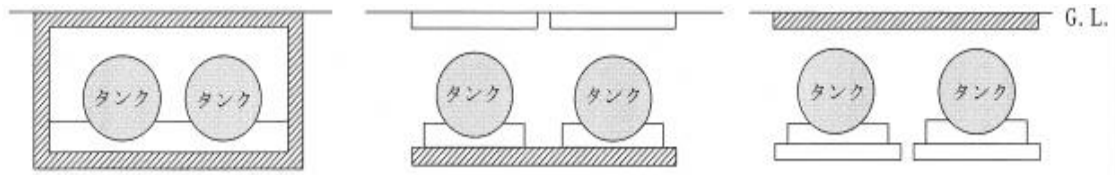
(イ) キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)

のタンクを複数設ける場合は、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができるものであること。この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共有することができるものであること。(第3図参照)



第3図

- (ウ) 地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとする。
- a 同一のタンク室内に設置されている場合 (第4-1図参照)
 - b 同一の基礎上に設置されている場合 (第4-2図参照)
 - c 同一の蓋で覆われている場合 (第4-3図参照)



第4-1図

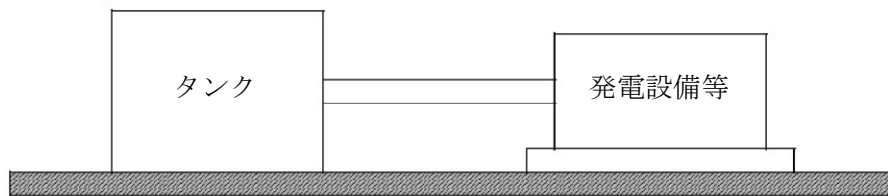
第4-2図

第4-3図

ウ タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる。(第5図参照)

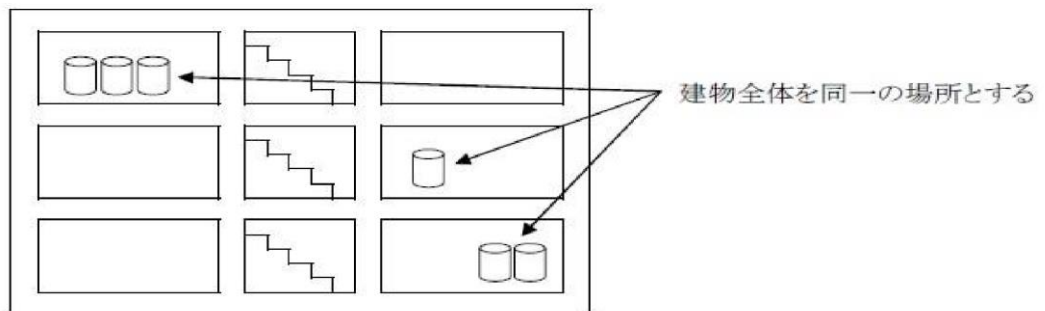
なお、屋上にあっても同様の取り扱いとすることができる。



第5図 同一工程の場合

(2) 屋内の場合

原則として建築物ごととする。(第6図参照)



第6図

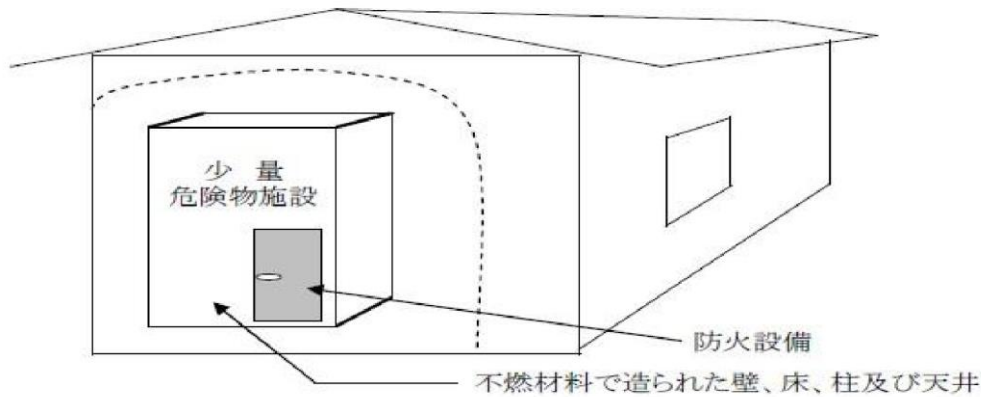
ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

ア 危険物を取り扱う設備の場合

次の（ア）又は（イ）によること。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置等をいう。

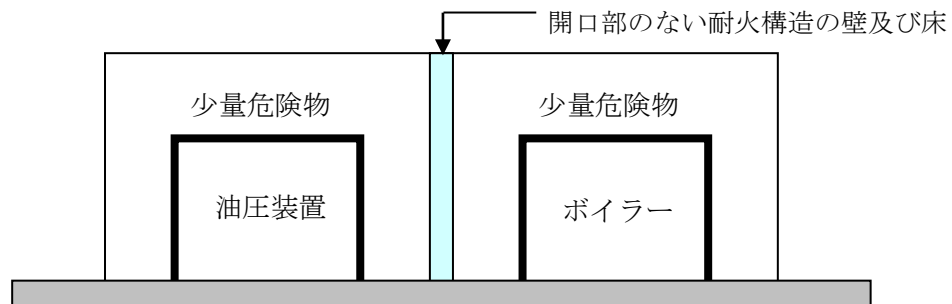
- （ア） 危険物を取り扱う設備が、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料により他の部分と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）（第7図参照）



第7図 不燃区画例

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは、原則として認められない。

ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。（第8図参照）

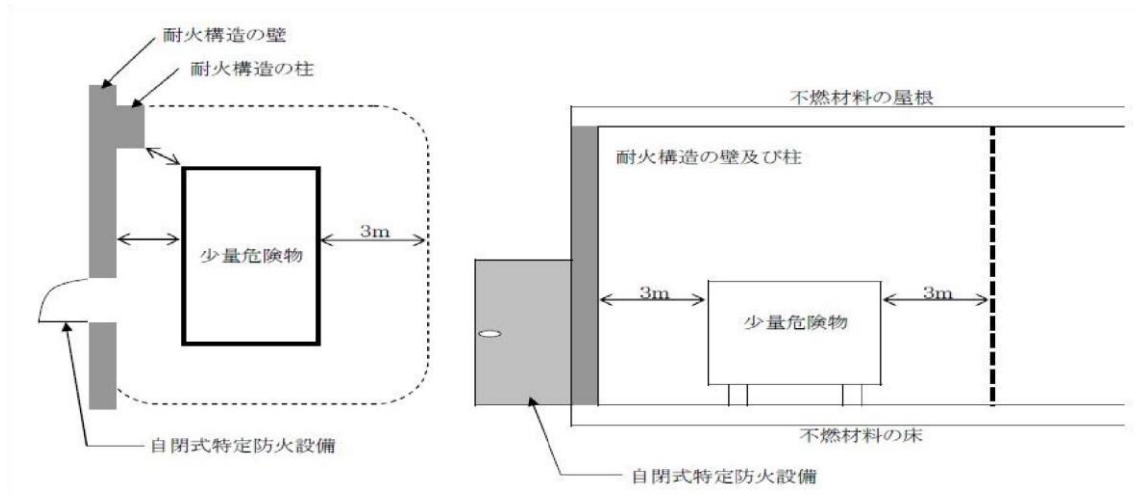


第8図 連続して設けられる例

- （イ） 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）

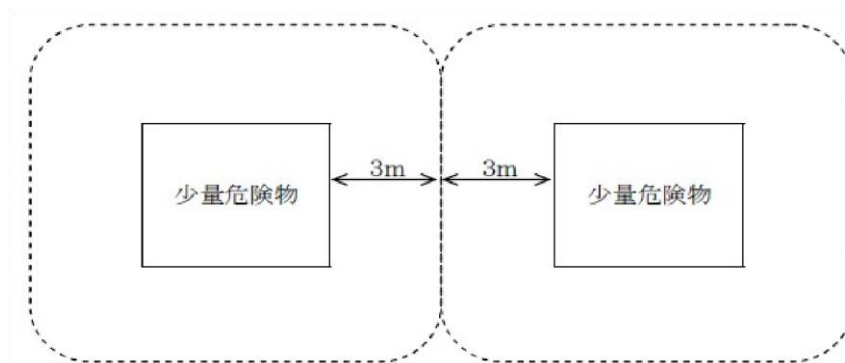
- a 当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。また、当該設備から3m未満となる建築物の壁に出入口を設ける場合は、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）に限るものであること。（第9図参照）

なお、当該設備から3m未満の床及び当該範囲内の天井（天井がない場合は屋根をいう。）にあっては、不燃材料とすること。



第9図

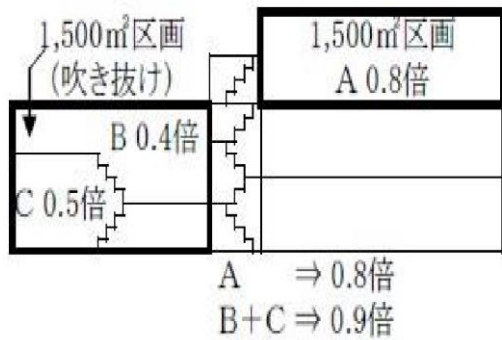
- b 空地は、上階がある場合にあっては上階の床、上階がない場合にあっては天井（天井がない場合は小屋裏）までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災危険のないものであること。
- c 保有空地例による場合は、空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導すること
- d 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない。（第10図参照）



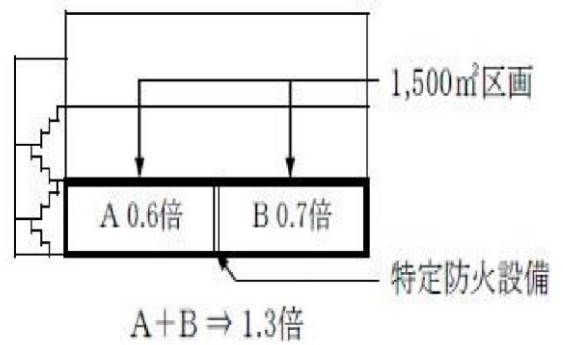
第10図

- イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
不燃区画例による。
- ウ 階ごとに防火上有効に区画されている場合
次の（ア）又は（イ）によること。
- （ア） 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第1項の規定に基づく防火区画がなされた場所（第11図参照）

【例1】それぞれ別の少量危険物貯蔵取扱所として認められる例

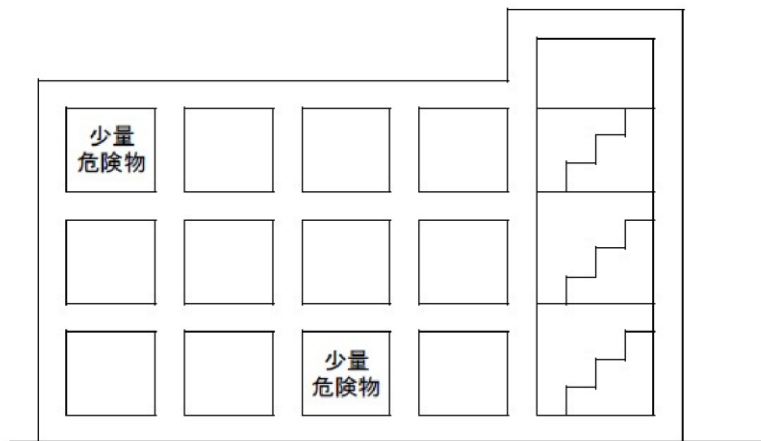


【例2】別の少量危険物貯蔵取扱所として認められない例



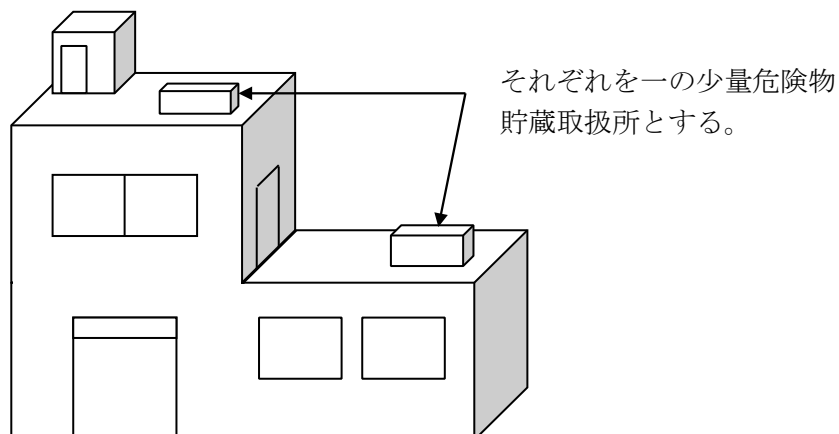
第11図

- (イ) 建基令第112条第9項の規定に基づく防火区画がなされた場所
- エ 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅の等の燃料供給施設を含む。）は、管理権原者の異なる場所ごととする。（第12図参照）



第12図

- (3) 屋上の場合
次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととする。
- ア 同一建物に屋上が2以上ある場合（第13図参照）

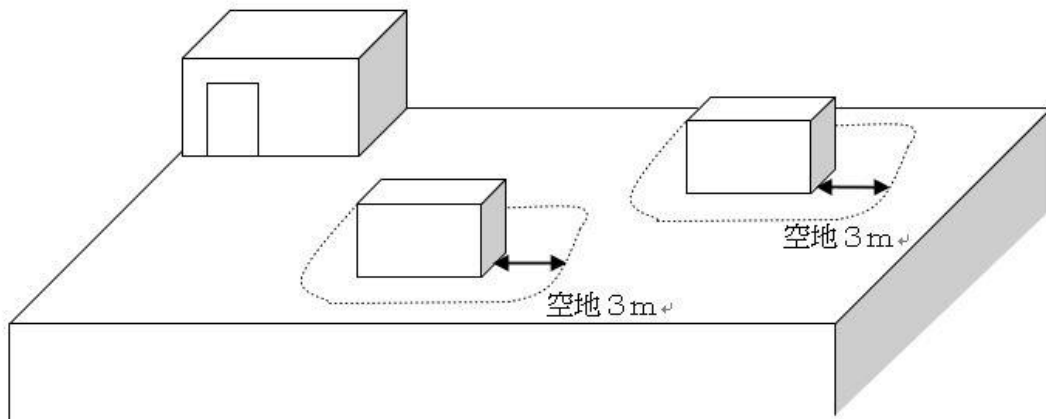


第13図

イ (2)、ア、(イ) に示す保有空地例による場合（危険物を取り扱う設備は、ボイラー又は発電設備等の消費設備に限る。）（第 14 図参照）

この場合において、保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導すること。

また、複数の少量危険物貯蔵取扱所を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできないものとする。

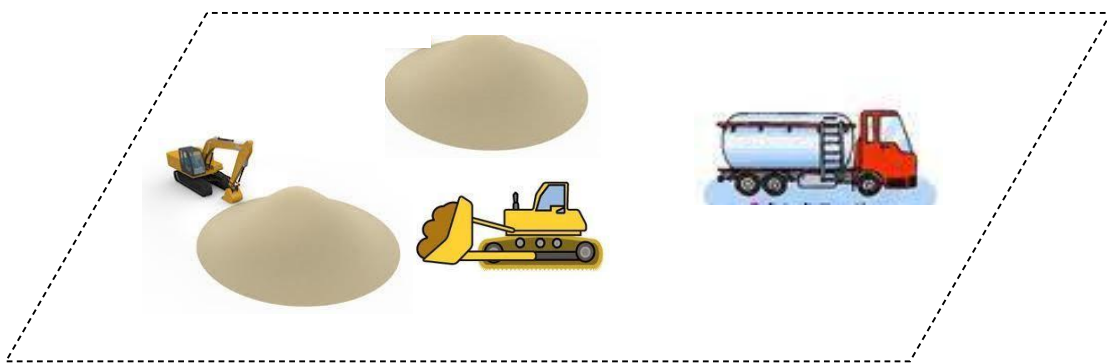


第 14 図

(4) 特殊な場所の場合

ア 建設現場等において土木建設重機等に給油する場合

土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする。（第 15 図参照）



第 15 図

イ シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

立抗及び掘削機により掘削する場所ごととする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立抗を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点 100℃以上のものを 100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限るものとする。

2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例によるものとする。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによるものとする。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量により算定する。

なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合は算定にあたって合算する。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物との全量を比較して、いずれか大なる数量により算定する。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大なる数量により算定する

(4) 算定から除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。